

後期高齢者医療のお知らせ

平成27年度の保険料軽減措置についてお知らせします

後期高齢者医療制度は、所得の低い世帯の方の保険料を軽減する次のような措置が設けられています。

●均等割の軽減

世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計額	軽減割合
33万円以下の世帯	8.5割
うち被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各所得がない）	9割
33万円+26万円×世帯の被保険者の数	5割
33万円+47万円×世帯の被保険者の数	2割

●所得割の軽減

所得割を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は所得割額が5割軽減されます。（例：年金収入のみの場合は、年金収入153万円～211万円まで）

●職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方は、均等割が9割軽減され、所得割の負担はありません。

<注意> 国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を500円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。（7月・1月送付予定）

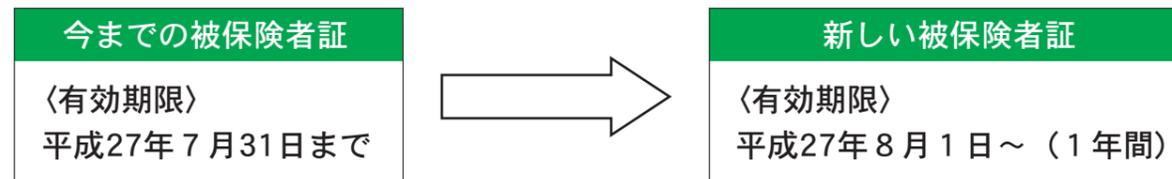
ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に作られた薬（新薬：先発医薬品）の特許が切れてから同等の有効成分を使って作られた安価な薬です。

ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師に十分にご相談ください。



後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります

平成27年8月1日から後期高齢者医療制度の被保険者証が「やまぶき色の被保険者証」に変わります。7月下旬にお届けしますので、8月1日以降は新しい被保険者証を病院や薬局などの窓口に表示してください。



●現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き平成27年度も住民税非課税世帯の方については、8月1日からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。

入院したときに、この認定証を提示すると、入院時一部負担金と食事の負担額が減額されます。新規の対象者には、「申請のお知らせ」を送付していますので、認定証が必要な方は「福祉保健課」で申請をしてください。

後期高齢者医療の保険料額決定通知書が7月中旬に届きます

平成27年度の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。保険料のお支払い方法は、

- ・特別徴収（年金からの納付）
- ・普通徴収（口座振替または納付書での納付）

となります。特別徴収の対象とならない方の保険料は、口座振替または納付書で納めていただくことになっていますが、納め忘れがなく、納めに行く手間も省けて便利で安心な口座振替がおすすめです。



2015年市町村振興宝くじ

7月8日(水)

同時発売

発売期間：7月8日(水)～7月31日(金)

抽せん日：8月11日(火) この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

(公財)秋田県市町村振興協会

